

公益財団法人亀陽文庫の役員等の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人亀陽文庫（以下「財団」という）定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬等であって、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 財団は、常勤理事に、職務遂行の対価として、定例役員報酬を支給する。

- 2 非常勤理事は無報酬とする。
- 3 監事は無報酬とする。
- 4 評議員は無報酬とする。

(定例役員報酬等の額の決定及び支給方法)

第4条 常勤理事に該当する理事長又は常務理事の報酬等は年72万円、常勤理事に該当するその他の理事については年60万円を定例役員報酬の原則的な額とする。ただし、各常勤理事に対する報酬等の年間総額1,000万円の範囲内で、各常勤理事に対する定例役員報酬の額を理事会で別に定めることができる。

- 2 前項の報酬の支給方法については、別に定める職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

(費用)

第5条 役員等が、その職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その額及び支給方法は職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。